【提 出 先】〒371-8507　群馬県前橋市上泉町３９７－５
電話　０２７－２６３－４３４３
【提出期限】還付理由が発生した日の属する月の末日まで
※　月末に還付理由が発生した場合は、翌月７日消印まで受け付けます。

記入例

第５７号の４の３様式（規格Ａ４）

還付金の受領に関する委任状

令和７年７月２１日

群馬県自動車税事務所長あて

委任者（納税義務者）

住所又は所在地　前橋市大手町１－１－１

氏名又は名称　群馬　花子　（群馬印）

私は、次の自動車税（環境性能割）・自動車税（種別割）に還付金が発生した場合は、下記の者に還付金の受領についての一切の権限を委任します。

課税年度		令和７年度							
登録番号		群・(群馬)・高崎・前橋	３	３	０	かな た	１	２	３	４
還付金を受領する方が記入してください	受任者	住所（所在地）	（〒３７１－０００７）群馬県前橋市上泉町 397-5						
		電話番号	０２７－２６３－４３４３						
		ﾌﾘｶﾞﾅ	シャゼイ　タロウ						
		氏名（名称）	車税　太郎						
	還付金の受領方法	□ 群馬銀行の本店・支店の窓口で受領する（群馬							
		□ 口座振替により受領する。							
		口座振替先	金融機関名	群馬 (銀行)・金庫・組合・農協	県庁	本店 (支店)			
			口座番号	(普通)・当座	１	２	３	４	５	６	７
			ﾌﾘｶﾞﾅ	シャゼイ　タロウ							
			預金名義人	車税　太郎							
還付理由		(抹消)・重複納付	還付理由発生日	７年　７月　７日（※抹消日または重複納税の起こった日）							

個人事業主で、屋号の入った口座を振込先に指定する場合には、受任者氏名を口座名義に合わせ、屋号を含めた名称で記入してください。
（例）
【受任者氏名】赤城自動車 代表 赤城雄馬
【口座名義】ｱｶｷﾞｼﾞﾄﾞｳｼｬ ﾀﾞｲﾋｮｳ ｱｶｷﾞﾕｳﾏ

添付

1　印鑑登録証明書原本又は群馬県自動車税（種別割）領収証書原本
※重複納付の場合は、受領した全ての領収証書原本を添付してください。
2　抹消を証する書類
3　住民票の写し等（転居、婚姻等により委任者（納税義務者）の住所又は氏名に変更があつた場合に、異動情報が分かる書類）

要確認

注意事項

1　この委任状は、自動車税（環境性能割）又は自動車税（種別割）に係る還付金を本人（納税義務者）以外の第三者が受領する場合に作成し、還付理由が発生した日の属する月の末日までに提出してください。
2　委任者欄は、委任者が自署してください。また、押印欄には実印を押印し、印鑑登録証明書の原本を添付してください。ただし、群馬県自動車税（種別割）領収証書の原本を添付する場合は、認印に代えることができます。
なお、委任者が法人である場合は、添付書類にかかわらず、法人の所在地並びに法人名及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。
3　預金名義人欄は、受任者の氏名又は名称と同一のものを記入してください。
4　還付理由が事実と異なる場合には、還付できない場合があります。
5　提出時に、申請者の本人確認をさせていただきますので、御了承ください。